

御杖村インフルエンザ予防接種助成要綱の一部を改正する告示

御杖村インフルエンザ予防接種助成要綱(平成 21 年御杖村告示第 41 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号を次のように改める。

- (2) 接種日において、生後 6 か月から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者（以下「小児」という。）。ただし、4 月 1 日生まれの者については 18 歳の誕生日前日までとする。

第 5 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 高齢者及び 13 歳から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者 1 年度内に 1 回

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。